

平成 28 年経済センサス一活動調査 の製造業に関する結果(概要)



京都府政策企画部企画統計課

は　じ　め　に

平成28年経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにすることを目的に、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として総務省と経済産業省が共管で、平成28年6月1日現在で実施されました。

本調査結果の概要は、総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」の製造業に関する集計(概要版)結果の調査票情報を京都府が独自集計したものであります。

この調査の集計結果の詳細は、後日京都府ホームページに掲載する「京都府の製造業」をもって公表する予定です。

なお、調査の実施に当たり御協力をいただきました事業所の皆様をはじめ、調査員、指導員並びに市区町村職員の皆様の御尽力に対し厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力をお願いいたします。

平成29年9月

京都府政策企画部企画統計課

目 次

調 査 の 概 要	1
利 用 上 の 注 意	3
概 況	5
統 計 表	
(事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、付加価値額)	
第 1 表 年次別 (4人以上の事業所)	7
第 2 表 従業者規模別 (4人以上の事業所)	8
第 3 表 地域別 (4人以上の事業所)	9
第 4 表 市区町村別 (4人以上の事業所)	10
第 5 表 産業中分類別 (4人以上の事業所)	12
参考資料 主要項目の推移 (平成23年～平成27年)	13
<参考表> 製造品出荷額等 (4人以上の事業所、 個人経営調査票を含む)	17

経済センサス-活動調査の概要

1 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施されました。

3 調査日

平成28年6月1日

4 調査の範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行いました。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

5 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類からなります。

(1) 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行いました。

- ・ 総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所

(2) 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行いました。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行いました。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

- ・ 総務省及び経済産業省－都道府県－市区－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・ 総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

- ・ 総務省及び経済産業省一調査事業所

利 用 上 の 注 意

- 1 本結果の概要は、製造業について「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、「平成28年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・従業員4人以上の事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であることこのため、平成29年5月31日に国が公表した「平成28年経済センサス - 活動調査（速報）」（以下「速報」という。）の製造業の結果とは異なっている。
- 2 本結果の概要において、「平成23年」の数値は活動調査、それ以外の年の数値は工業統計である。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は「平成23年」及び「平成27年」の1年間、工業統計は調査年1年間の数値である。また、経営組織、従業員数等の経理事項以外の事項は、活動調査は「平成23年」は平成24年2月1日現在、「平成27年」は平成28年6月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。
- 3 従業員、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計している。速報の結果とは異なるものとなっている。
- 4 事業所数、従業員数は個人経営調査票を含んだ額であり、現金給与額、原材料使用額等、製造業出荷額等、付加価値額の項目の金額は、個人経営調査票を含まない額である。参考表として個人経営調査票を含む製造業出荷額等の項目の金額を添付している。
- 5 原則として日本標準産業分類に準拠しています。
- 6 各表中の構成比については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。また、調査の単位を四捨五入して表章単位としているため、調査単位の合計と表章単位の合計や前年比等が一致しないことがあります。なお、表中の各比率は、調査の単位で計算したものを使用しています。
- 7 集計項目の説明は、次のとおりです。
 - (1) 事業所数 調査日現在の数
 - (2) 従業員数 常用労働者数（他の会社などの別経営の事業所からの出向・派遣受入者を含み、他の会社などの別経営への出向・派遣者は含めない）と個人事業主及び無給家族従業員数の合計
 - (3) 製造品出荷額等
製造品出荷額（製造工程からでなく・廃物の売却による収入額等を含む。）、加工賃収入額、製造業以外の収入額の合計で、内国消費税額を含んだ額
 - (4) 付加価値額
製造品出荷額等から在庫増減額、半製品及び仕掛品増減額、内国消費税額、原材料使用額等、減価償却額を除いた額。ただし、従業員29人以下は粗付加価値額（製造品出荷額等－内国消費税額－原材料使用額等）で算出。
 - (5) 現金給与総額
常用労働者、臨時雇用者に対する諸給与額と退職金、解雇予告手当等の合計額

(6) 原材料使用額等

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費及び製造等に関連する外注費並びに転売した商品の仕入額の合計で、消費税額を含んだ額

8 地域区分は、次のとおりです。(調査時点に表示しています。)

丹後地域 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

中丹地域 福知山市、舞鶴市、綾部市

南丹地域 亀岡市、南丹市、京丹波町

京都市域 京都市

山城地域 以下の3地域

{ (乙訓地域) 向日市、長岡京市、大山崎町

{ (山城中部地域) 宇治市、城陽市、八幡市、東田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

{ (相楽地域) 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

9 産業中分類は、次の略称を用いました。

なお、平成20年調査から、日本標準産業分類の改訂(平成19年総務省告示第618号)に伴い、工業統計調査用産業分類を改訂しています。

09	食料品	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維	繊維工業
12	木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家具・装備品	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	印刷・同関連業
16	化学	化学工業
17	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品	ゴム製品製造業
20	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼	鉄鋼業
23	非鉄金属	非鉄金属製造業
24	金属製品	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械	電気機械器具製造業
30	情報通信	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械	輸送用機械器具製造業
32	その他	その他の製造業

10 平成19年調査から、調査項目を変更したことにより、製造品出荷額等、付加価値額及び原材料使用額等は平成18年以前の数値とは接続しない。

11 内容についての問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府政策企画部調査統計課産業統計担当

☎ (075) 414-4509

概 況

京都府の平成28年経済センサスー活動調査の製造業に関する結果
(4人以上の事業所)

	平成27年	平成26年	前年比
事業所数	4,906事業所	4,401事業所	111.5%
従業者数	13万8,588人	13万6,210人	101.7%
製造品出荷額等	5兆3,221億円	4兆8,152億円	110.5%
付加価値額	2兆 567億円	1兆8,837億円	109.2%

(1) 事業所数

事業所数は、4,906事業所となり、4年ぶりに増加しました。前年(平成26年)と比べると、11.5%(505事業所)増加しています。

従業者規模別では、30~49人規模、4~9人規模、50~99人規模など4規模で増加し、300人以上規模で増減なし、200~299人規模など3規模で減少しています。

地域別では、相楽地域、京都市域など全7地域で増加しています。

業種別では、その他、非鉄金属、電子部品など21業種で増加し、ゴム製品で増減なし、情報通信、鉄鋼で減少しています。

(2) 従業者数

従業者数は、13万8,588人となり、3年連続増加しました。前年と比べると、1.7%(2,378人)増加しています。

従業者規模別では、30~49人規模、4~9人規模、50~99人規模など5規模で増加し、200~299人規模、300人以上規模など3規模で減少しています。

地域別では、相楽地域、乙訓地域など全7地域で増加しています。

業種別では、窯業・土石、パルプ・紙、プラスチック製品など14業種で増加し、石油・石炭、情報通信、皮革など10業種で減少しています。

(3) 製造品出荷額等

製造品出荷額等は5兆3,221億円となり、2年連続増加しました。前年と比べると、10.5%(5,069億円)増加しています。

従業者規模別では、50～99人規模、30～49人規模、20～29人規模など6規模で増加し、200～299人規模など2規模で減少しています。

地域別では、相楽地域、京都市域など6地域で増加し、山城中部地域で減少しています。

業種別では、飲料・たばこ・飼料、プラスチック製品、木材・木製品など15業種で増加し、はん用機械、鉄鋼など9業種で減少しています。

(4) 付加価値額

付加価値額は、2兆567億円となり、3年連続増加しました。前年と比べると、9.2%（1,730億円）増加しています。

従業者規模別では、50～99人規模、20～29人規模、30～49人規模など6規模で増加し、300人以上規模など2規模で減少しています。

地域別では、相楽地域、南丹地域など5地域で増加し、乙訓地域など2地域で減少しています。

業種別では、木材・木製品、飲料・たばこ・飼料、パルプ・紙など17業種で増加し、情報通信、はん用機械など7業種で減少しています。

(5) 従業者規模別構成比

従業者規模別の構成比をみると、事業所数は4～9人規模が最高の51.0%を占め、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額は、300人以上規模がそれぞれで最高の24.9%、43.7%、39.2%を占めています。

(6) 地域別構成比

地域別の構成比をみると、京都市域が、事業所数、従業者数、製造品出荷額及び付加価値額のそれぞれで最高の53.5%、45.4%、47.2%、45.9%を占めています。

次に、山城中部地域が、それぞれ20.7%、23.6%、22.2%、25.4%を占めています。

(7) 業種別構成比

業種別の構成比をみると、事業所数では、繊維が18.3%、食料品が11.2%、生産用機械が9.9%の順となっています。

従業者数では、食料品が14.3%、生産用機械が9.4%、電気機械が9.0%の順となっています。

製造品出荷額等では、飲料・たばこ・飼料が17.6%、食料品が9.9%、輸送用機械が9.7%の順となっています。

付加価値額では、飲料・たばこ・飼料が12.9%、食料品が10.4%、電子部品が9.6%の順となっています。